

(表紙)

宮代よもやまばなし

深井滋男 編

まえがき

宮代町は二万年の歴史のある町です。町内には、国の重要文化財である西光院の阿弥陀三尊像(国立東京博物館寄託)や、県指定文化財五社神社本殿等があります。

最近鍛冶工房跡の発掘で話題をよびました。

この二万年間のおりおりの話しに史料や写真・図を添えて『宮代よもやまばなし』をまとめました。

ご一読ください。

写真図版 地藏堂付近

目次

まえがき

石器

土器	三
宮代の遺跡	五
〃 図	七
奥東京湾図	八
鉄器	九
西光院の阿弥陀三尊像	十三
地名と支配	十七
静御前と宮代町	十八
鎌倉街道中ノ道	十九
五社神社他	二〇
村のしくみ	二四
宮代町のうつりかわり	二八
〃 旧支配	二九
助郷	三〇
用水	四四
鷹場	六二
御改革組合	六五
農事暦と年中行事	六八
人の一生	八〇
近津神社と川島地区	九九
第六区村々	一〇四
あとがき	

参考（読み下し） 末尾

”

差し上げ申す御受け証文の事

原始時代（先土器）

石器

町の郷土資料館のガラスケースに小さな石の破片の数個が展示されています。

それは石器といって大昔の人びとが使った道具といわれています。

町内で発掘された石器で最も古いのは約二万年前のもので出土したのは山崎地区の赤土の中からでした。

そのころ山崎地区に初めて人びとの生活が営まれました。

道具といっても石を打ち欠いて作った簡単なもので打製石器と呼ばれています。

この時代は、先土器時代あるいは旧石器時代ともいわれ、人びとはまだ土器や鉄器を作ることを知らず武器や道具類にもっぱら石器を使っていた時代でした。

石器の材料は安山岩・黒曜石・緑泥片岩・サスカイト・硬玉などの非常に硬いが割れやすいガラス質のものが使われました。

しかしこうした材料はこの付近にはなくおそらく秩父や長野・栃木方面から運ばれてきたものと思われます。

人間は道具を使う動物といわれ、その道具のなかで最初に作られてしかも長時間にわたって使用されたのは石器でした。

石器は骨や木の道具を作ったり、動物の捕獲から解体に至るまで欠くことのできない道具でした。

当時の人びとは狩猟、採集による自然依存の生活でした。

住まいは洞穴や大木の下かまたはテントのような簡単なもので、数人ぐらいの一つのグループで生活し、同じ場所にはそれほど長い期間は留まらずに新しい所へ食料を求めて移るようなことがくりかえされていたようです。

当時は寒冷期で陸上に氷がはりだしたことによってその分だけ海水面がさがり、日本は北海道から九州まで一つづきで、しかも南北の端は大陸に接していました。

したがって人間や動物にとっても大陸との行き来がしやすい状態でしたから、町内にはナウマンゾウやオオツノジカなどが闊歩し、森や林も現在では、より高い所や寒い地方にあるカラマツ・トウヒ・ブナ・ミズナラ等の木々が生い茂っていたと思われれます。

この時代の人びとがどのような衣服を身につけていたかははっきりしませんが、寒い時代でしたから裸で過ごしたとは考えられません。

シベリアの旧石器時代の彫像にアノラックを着たものがあるといわれています。

動物の毛皮や植物繊維を利用して衣服を作っていたかもしれませぬ。

そのころは、日本の各地で火山が活発に活動をつづけていましたから大量の火山灰が降り積もりました。

赤土層はこの時代の火山灰でできた地層です。

こうした地層が発掘した遺跡や遺物の年代を知らせてくれます。

ところで、県内最古の石器は三万年前といわれ、浦和市明花向、桶川市提灯山、富士見市打越、庄和町風早などの各遺跡で確認されました。

参考

再現古代人の知恵と生活（歴史読本別冊）

新人物往来社

不思議日本史 南条範夫監修

主婦と生活社

図説埼玉県の歴史

河出書房

広報みやしろ

宮代町

原始時代（縄文）

土器

一万二千年前ごろになると、地球全体は温暖化して氷河期をくりかえした先土器時代は終わり気候温暖な縄文時代をむかえます。

そして陸上に張り出していた氷が解けて海水面があがり日本は島になりました。

東京湾には海水が進入し、最も海進のすすんだ縄文前期には宮代・杉戸・幸手の低地はおろか、栃木県藤岡町までもが海になりました。

この海は奥東京湾と呼ばれました。

やがて人びとはねんどを焼いて土器をつくるようになりました。

はじめは、ねんどをひもにしてそれをぐるぐるまいて土器の形をととのえたので、底のどがった土器しかできません。

底のどがったものばかりだった土器はやがて縄文時代の前期になると、底のたいらなものができるようになりました。

それとならんで竪穴住居に炉が見られるようになりました。

炊事がおこなわれるようになった証拠です。

しかも、このような竪穴住居が広い台地の上のたいらなところにくくつもまとまってつくられ、一つの集落（村）を営みはじめました。

こうして人びとは移住から定住の生活に移りました。時代がさらに進んで縄文時代の

中期になると、縄文式の生活と文化はもつともさかんになります。

どの地方でもこの時代遺跡がたくさん発見されています。

町内最古の土器は一万二千年前のもので出土したのは前原地区でした。

ここに縄文人の生活が始まりました。

この時代は縄文のある土器を作りそれを使っていた時代なので縄文時代と呼ばれ、その約一万年間は次の六区に区分されています。

草創期 (一二〇〇〇年前～九〇〇〇年前)

早期 (九〇〇〇年前～六〇〇〇年前)

前期 (六〇〇〇年前～五〇〇〇年前)

中期 (五〇〇〇年前～四〇〇〇年前)

後期 (四〇〇〇年前～三〇〇〇年前)

晩期 (三〇〇〇年前～二三〇〇年前)

この時代の人びともまた狩猟、採集による自然依存の生活でした。

石器は、打製と磨製の両方により製作されました。

「磨製」の手法は石と石を磨り合わせて減らす、つまり磨き研ぐことにより仕上げます。

弓矢の発明によって石鏃(せきぞく・やじり)が登場しました。

突く投げる槍から弓矢の発明で飛距離は延び命中率も高く鳥類の捕獲も容易になりました。

ました。

ところで縄文土器を作ったのは女性ではないかと考えられています。

縄文土器に残された指紋や爪痕などがそれを物語るといわれています。

土器の出現は縄文人の食生活を豊かにしたことでしょう。

なお、町の教育委員会が行なった発掘調査では次ぎの表の遺跡が確認されました。

宮代町の遺跡

番号名称	所在地	時代
一 西光院貝塚	東八六番地他	縄文時代中期～後期
二	中二八九番地他	奈良時代
三 前原遺跡	中四〇八番地他	先土器時代・縄文時代草創期～後期・奈良時代
四 中遺跡	中三七五番地他	先土器時代・縄文時代中期～後期
五	中四一番地他	縄文時代中期
六	西原二六三番地他	縄文時代前期～後期
七	西原三五九番地他	縄文時代早期～後期
八 山崎遺跡	山崎一七三番地他	縄文時代早期～後期
九 山崎北遺跡	山崎八三一番地他	先土器時代・縄文時代草創期～後期・古墳時代
十	逆井二〇番地他	縄文時代中期・奈良時代
十一	西条原一六〇七番地他	縄文時代後期
十二 身代神社遺跡	須賀一六一五番地他	縄文時代前期・奈良時代
十三 山崎山遺跡	山崎一〇三三番地他	先土器時代・縄文時代早期～後期・古墳時代
十四 山崎南遺跡	山崎九六一番地他	縄文時代早期～後期
十五 金原遺跡	金原二六六番地他	縄文時代早期～後期
十六 姫宮神社古墳群	姫宮三六〇番地他	古墳時代後期
十七	道仏二九八番地他	縄文時代中期・奈良時代
十八	山崎四九九番地他	奈良時代
十九	金原一四九番地他	縄文時代中期～後期
二十	山崎三二七番地他	縄文時代中期・奈良時代
二十一 星谷遺跡	山崎一二番地他	縄文時代前期～後期

参考、 広報みやしろ

前原遺跡

宮代町

// 教育委員会

日本の歴史第一集

国文社

埼玉県の歴史

山川出版社

日本の歴史(一)

小学館

まんが日本の歴史(一)

〃

再現古代人の知恵と生活(歴史読本)

新人物往来社

日本史もの知事典

主婦と生活社

遺跡分布図 (七)あり

貝塚分布による奥東京湾想定図 (八)あり

弥生・古墳時代

鉄器

平成二年十二月二日付けの読売新聞に「古墳期の鍛冶炉跡発掘、鉄製品なども多数出土東日本ではじめて」という見出しで「埼玉県宮代町山崎の山崎山遺跡で古墳時代(四世紀後半、約一六〇〇年前)の鉄製品を製作した鍛冶(かじ)工房跡が発掘された。鍛冶炉も備えた同時代の工房跡の発見は東日本で初めてで、全国でも九州福岡市の博多五十九号遺跡に次ぐ二例目、発掘地点はトクホン工場増設予定地で同遺跡から縄文時代の住居跡三軒、古墳時代の住居跡七軒や同時代の五領式土器などと一緒に発掘された。工房は二、五段四方深さ五十センチから鉄鏝(てつぞく)やじり)の未成品や棒状の鉄製品、鉄滓(てつさい)、鉄を打つときに使った台石、その周辺に飛び散った無数の細かい鉄片、炉に風を送る土製の羽口(はぐち)ふいごの口)の破片などが出土した。

町の遺跡調査会によると、

四世紀の鍛冶遺跡としては全国に十例ほどあるがいずれも一部分で明確な鍛冶炉を
持った工房跡は博多と今回の発掘例だけである。当時鉄は極めて貴重であったので、こ
の地に相当な権力者がいたことが考えられる」と記されています。

鉄器・銅器は米づくりやはた織りの技術とともに縄文時代の終わり頃大陸から伝来し
て弥生文化を生んだといわれています。

弥生時代の前期（紀元前三〇年前）には九州で鉄器生産が始まりました。

福岡県春日市赤井手遺跡（弥生前期末）の鍛冶工房址から鉄素材や未製品が出土しま
した。

当時日本には鉄精錬の技術はなく鉄素材は朝鮮半島から入手したと考えられます。

その鉄素材を鍛冶加工して武器・武具・農具等を製作しました。

鉄器が普及したのは弥生時代後期以降で特に鉄製農耕具の出現によって農業生産力
が増大しました。

さて、県内の初期の古墳を見ることにしましょう。

（図説埼玉県の歴史より引用）

「四世紀頃築造の江南町の塩古墳群は小型の前方後方墳を中心に方墳など二十数基か
らなり古式の古墳群として注目されています。

その他鷲山古墳（児玉町）、山の根古墳（吉見町）、諏訪山二十九号墳（東松山市）など
が知られています。

大宮台地荒川左岸の台地上に築かれた熊野神社古墳（桶川市）は径約三十八メートルほどの
円墳であるが墳頂部の社殿改築の折り、頂部付近から多数の副葬品が出土しました。

出土品は巴型石製品、筒型石製品、紡錘車型石製品、瑪瑙（めのう）の勾玉（まがた
ま）、銅製品など、多量な碧玉（へきぎよく）製品を出土しました。

また、墳丘上から壺の底に孔をあけた供献用の土器といわれる底部穿孔（せんこう）
土器も確認され四世紀後半の古墳とみられています。

この頃、川口市高稲荷古墳、美里町長坂聖天塚古墳、滑川町屋田一号墳などが造られました。

児玉郡美里町山崎山の裾部に位置する長坂聖天塚は五十坪ほどの円墳です。

このような埼玉県の初期古墳（四世紀中頃から五世紀のはじめ）にかけての古墳は大型ではないが呪術なものが多いといわれています。

地方的豪族が勢力を振るっていたのは五世紀中頃までで地方豪族の代表的な古墳として生野山丘陵（児玉町）の將軍山古墳、雷電山古墳（東松山市）などが知られています。

五世紀中頃になると古墳にも大きな変化がみられるようになりました。

この頃大和政権が東国を支配するようになりました。」

ところで町の広報誌によると、鍛冶工房とともに発掘された住居跡から鉄器片や長さ五^セ程の碧玉製（へきぎよくせい）の管玉（くだたま）と呼ばれる首飾りの一部と柑（かん）と称する際祠具が出土したと記されています。

参考

読売新聞

広報みやしろ

日本史辞典

角川書店

日本史分類年表

桑田忠親著

東京書籍

図説埼玉県の歴史

河出書房

写真図版 山崎山

写真図版 発掘（地藏堂付近）二枚

奈良・平安時代

西光院の阿弥陀三尊

平成五年十一月に町立郷土資料館が開館しました。

展示室には原始時代から現代までの資料が時代別に展示されています。

その中に西光院の安元二年（一一七六）造立の阿弥陀三尊像が見られます。

この仏像は大正三年（一九一四）に国の重要文化財に指定され、昭和二十七年に東京国立博物館に寄託されたもので四十一年ぶりの里帰りになります。

展示期間がおわるとまた国立博物館にもどられるそうです。

西光院は奈良時代の高僧行基の開山と伝えられる町内では最も古い寺院です。

町内の遺跡分布をみると奈良時代の遺跡は山崎と中地区にあります。

阿弥陀三尊像は定朝様（じょうちようよう）といわれる優美なお姿をしています。

定朝は平安時代中期の仏師で治安二年（一一〇二）法成寺造仏の功により仏師として始めて法橋（ほうきよう）の位を得ました。

以後宮廷や藤原氏の命を受けて多くの仏像をつくりましたが、現存する確実な遺作は京都の宇治平等院鳳凰堂の阿弥陀像のみで、平明円満な日本化された仏像を完成させました。

また、寄木作りの完成者として後世造仏の規範となりました。

西光院の阿弥陀三尊像は安元二年の墨書銘により当地方定朝洋式の定着時期を知る基準作としても重要であるといわれています。

また、面相や衣文の表現から中央の仏師にはない個性的なものを感じさせるので地方仏師の作ではないかと考えられています。

この時期は浄土教の流行にともない阿弥陀如来像や地藏菩薩像が多く造られました。

県内には定朝様式をもつ仏像は東松山市古凍、等覺院の「国重要文化財・阿弥陀如来像」比企郡滑川町泉、泉福寺の「国重要文化財・阿弥陀如来座像」児玉郡児玉町、実相寺の「県指定文化財・阿弥陀三尊像」浦和市北浦和、廓信寺の「県指定文化財・阿弥陀如来像」などがあります。

さて、寺院の維持や造仏には豊かな経済力をもった支配層が考えられます。

時代は平家全盛のころで仁安二年（一一六七）に平清盛が太政大臣に就任しました。

武蔵国の国府は府中（現府中市）にあり、武蔵守は平家一門の智重が仁安元年に任せられています。

そのころ国府への道が町内に通じていたと伝えられています。

当時武蔵国には秩父・畠山・河越・江戸の諸氏や武蔵七党の横山党・猪俣党・野与党・村山党・西党・児玉党・丹党などの武士が活躍していました。

武蔵七党の活躍はすでに前九年、後三年の役の横山党に見られ、保元の乱・平治の乱には横山党・猪俣党・村山党・難波氏・秩父氏等が活躍しています。

野与党は平良文の子忠頼より出てその本拠は八潮市八条付近といわれています。

その一族に野与・多名・南・北鬼窪氏（白岡町篠津）・白岡氏（白岡町白岡）・渋江氏（岩槻市岩槻）・萱間氏（菖蒲町栢間）・道智氏（騎西町道智）・多賀谷氏（騎西町田ヶ谷）・大蔵・西脇・箕匂（みのわ）氏（岩槻市箕輪）・大相模氏（越谷市大相模）・利生・柏崎氏（岩槻市柏崎）須久毛・八条氏（八潮市八条）・金重氏（岩槻市金重）・野島・高柳氏（騎西町高柳）等がみられます。

当時の宮代町は太田庄に属し鳥羽天皇の第三皇女八条院暲子の所領といわれています。

そのころの開発領主はその土地を中央の有力者に寄進することによってその支配をより一層強固なものにしました。

町の周辺には野与党一族がみられます。

いまのところ町内にはその支配を明らかにする史料はありません。
現在町は町史へんさんの調査を進めています。
そうしたなかでこの時代を知る史料が発見されるかもしれません。

参考

日本史辞典

角川書店

埼玉県誌

埼玉県

さいたまの名宝

〃 県立博物館

武蔵武士

福島正義著

さきたま出版社

写真図版 姫宮神社

阿弥陀三尊像（重要文化財）

阿弥陀堂

宮代町の地名と支配（平安時代～室町時代）十七

町内全域 武蔵国埼玉郡太田郷 平安中期一〇世紀 国司 郡司 里長

〃 〃 太田庄 平安末期一世紀 八条院領

〃 〃 〃 長祿元年（一四五七）扇谷（おおぎやつ）上杉氏領

太田道灌岩槻城を築く

〃 〃 〃 永祿七年（一五六四）小田原北条氏領

〃 〃 〃 天正一八年（一五九〇）徳川氏領

〃 海上（うながみ）郷太田庄百間領

和戸

天正一八年（一五九〇）和戸の内二貫文鷲宮神社領

須賀

州河（すか）

元久二年（一二〇五）州河地頭領

上須賀郷

寛喜二年（一二三〇）小山朝政領

〃

建武二年（一二三五）小山常大丸領

須賀郷半分

永祿二年〜応永二年（一三八二〜九五）安保氏領

須賀郷

明徳年中（二三九〇〜九四）渋谷土佐入道西念領

（傳）

応永二三年（一四一五）市場の祭文

久米原

応永六年（二三九九）渋谷左衛門佐領（傳）

応永二三年（一四一五）市場の祭文

天正一八年（一五九〇）久米原の内三貫文鷲宮神社

領

百間

安元元年（一一七五）西光院阿弥陀三尊像造立

百間南方

応永二一年（一四一四）姫宮神社鱧口

永祿七年（一五六四）百間の内西光院領（貫高不明）

元龜三年（一五七二）百間の内八貫二五〇文鈴木雅

樂助領

天正一九年（一五九二）百間の内五〇石西光院領

新編武蔵風土記稿

郡村誌

埼玉県地名大辞典（角川）

埼玉叢書3

鎌倉・室町時代

静御前と宮代町

須賀地区の身代（このしろ）神社には次ぎのような伝説があります。

奥州平泉へ落ちのびた義経の後をたつて、静御前は侍女ひとりをともない鎌倉より奥州へ旅立ちました。

身代神社付近までくると、静は追つての役人が近づいてくるのに気づき、この社にお参りして身の安全を祈願しました。

おりよく村人が通りがかり、静は助けをもとめました。村人は村長（むらおさ）に相談して彼女の身を守りました。

翌日、追つての役人が来て、静の行方を尋ねました。すると村長は、涙ながらに「その方なら昨夜ここで行き倒れになっていましたので、あわれに思い今そこで茶毘（だび）にふしているところでございます。」と行って、その場所を示しました。

そのあたりから何やら異臭が漂っていました。

役人は納得したようにならずくと、その場所に向かい合掌して鎌倉へ引き返しました。

静は無事に奥州へ向かいました。

このとき静の身代わりになったのは「このしろ」という魚でした。

この魚を焼いた臭いは人間を焼いたときのそれと同じであるといわれています。

(古老よりの聞き書き)

鎌倉街道中ノ道

鎌倉街道中ノ道は鎌倉を起点とし、二子の渡しを過ぎ江古田・岩渕を経て荒川の渡しから鳩ヶ谷・岩槻を経て当町の東条原・真蔵院前(須賀)を通り高野の渡し(満願寺橋付近)を過ぎて、高野・幸手・古河を経て奥州へ通じます。

中ノ道は文治五年(一一八九)源頼朝の奥州征伐の時開かれたといわれています。

しかし、全行程を新たに開いたものではなく古くからあった道をつなぎ合わせ、なるべく短距離になるようにしたものと伝えられます。

中ノ道は、現在往昔のままの道はほとんどなくなってしまったといわれています。

なお、古老は中ノ道の支道が身代神社前に通じていたと伝えます。

静御前はこの道を通ったのかもしれませんが。

参考

旧鎌倉街道・中道編 芳賀善次郎著 さきたま出版

写真図版 身代神社

五社神社二枚

西光院

御朱印箱二枚

天正一九年家康の朱印状

永禄一三年北条家文書

天正一四年太田氏安堵状

寄進 百間

武藏國太田庄

之内

百間

御朱印箱 西光院 五拾石之事

右令寄付訖

殊寺中可為

不入者也仍

如件

辛

天正十九年

卯

十一月印

百間之寺家中、

当番衆致狼藉由、

一段非儀候、於自

今以後毛頭横合之

人有之者、注交名

可承、小田原へ令

披露、急度可處

重科候、為其証文

如此候、恐々敬白

庚

永禄十三年 二月二十日

午

北条善九郎

康成(花押)

百間 西光院

同寺家中

百間六供之事、

如前々不可有相違、

本所其外寺社領任置候、

永不可有異儀、

猶当城繁荣之祈念、

無怠慢可被抽精誠者也、

仍如件

丙

天正十四年 三月十一日

戌

氏房

西光院

江戸時代

村のしくみ

村高千石というのは、千石の米を生産する村ということです。だから、じつさいには米を作らない畑や、屋敷などまでが米に換算されていました。

そのため検地を行って土地一筆ごとに所在・地目・面積・等級と生産高などを査定し、一地一作人の原則で貢納責任者を定めて検地帳に登録しました。

さて、次の史料は元禄十一年（一六九八）の清地村の名寄帳（なよせちよう・深井家文書）です。

これには各人別の田畑屋敷の面積と等級が記されていて、年貢諸役を割り当てるのに用いました。

清地村

上清地

伊右衛門印

一 上田	二反三畝二〇歩
一 中田	一反二畝一五歩
一 下田	三反四畝二〇歩
田合	七反〇畝二五歩
一 上畑	二反二畝 七歩
一 中畑	四反四畝 三歩
一 下畑	五反七畝一一歩
一 下々畑	六畝 六歩
一 屋敷	二反〇畝二七歩
畑屋敷合	一町五反〇畝二四歩

田畑屋敷合 二町二反一畝一九歩

以下略

田一反歩から作りだす米高を石盛（こくもり）といいます。清地村の石盛は次ぎのとおりです。

上田十一、中田九、下田七、上畑十、中畑八、下畑六、下々畑四、屋敷十、石盛を別に掛けて高を出します。

伊右衛門は十七石四斗の高持百姓で、このような農民の石高の集計を村高といいます。耕作地や家屋敷を持って、検地帳に登録された百姓を本百姓といいます。そして、本百姓は年貢や諸役を負担します。

村を正式に構成するのは本百姓です。しかし村には自分の所有する田畑はなく、地主から借りて耕作する百姓や、日雇いで生計をたてる百姓などもいました。

村には地方（じかた）三役といった名主・組頭・百姓代などの村役人がいて村政にありました。宿場には、名主・問屋・年寄といった宿役人がいて、町政や伝馬、人馬送などの駅務にあたりました。

宿場や村の組織や行政への発言権を持つものが本百姓で、何事もこれらの人たちで決められました。

当時は、身分できまる世の中でしたから、上下の関係がきびしく武士と百姓といった、身分意識が強く植え付けられました。

村役人の長を名主といいます。役目は年貢の納入・村の中の土木工事・戸籍の調査・宗門改め・土地の売買・質入れに対する証印・村民の訴願の奥印などの外、村民の生活の世話までに及びました。

また、あるていどの司法権をもっていました。

名主はどの地方でも門閥、資産を兼ね備えた者がその役につきました。はじめのうち

は世襲でしたがのちになると村民の選挙によって選ばれるところもありました。

組頭は名主の補佐役で、年寄というところもありました。一人ないし数人おかれまして。

この名主や、組頭を監視するのが百姓代で、総百姓の代表者でもありました。この役は名主や組頭よりもあとに、一般農民の要求によっておかれるようになりました。

村には、五人組という仕組みがありました。これは、隣近所五軒の家を一組にして編成したもので、その目的は相互援助とし、犯罪防止や年貢不納に対して連帯責任をおわせることにありました。

つまり、冠婚葬祭などの時には、親類以上にその家のためにつくし、五人組の一軒から犯罪人が出たり、年貢を納める事ができない者があると、その組の全部が連帯責任をとって罪を受けたり、年貢を納めなければなりませんでした。

支配者は、五人組帳前書きという組合の取り決め事項や、領主からの掟を書いた書類を提出させました。

この五人組制度は、支配の下部機構で、これで百姓の自由は極度に束縛されました。

参考

三郷の歴史 白石敏夫著

農村 大石慎三郎著

日本の歴史(8) 読売新聞社

写真図版 清地村の名寄帳

日光御成道

日光御成道は、将軍が東照宮参拝のために往来する道で、江戸の本郷追分で中山道と分かれ岩淵・川口・鳩ヶ谷・大門・岩槻の五宿を経て町内の西条原・国納・和戸を過ぎ、幸手で日光街道と合流しました。

さて、将軍の東照宮参拝は、秀忠が将軍時代に三回大御所になってから一回、家光は世子時代に一回将軍になってから九回、四代家綱は世子時代に一度将軍になってから一度社参をした後は、財政上のこともあって暫く中止されていました。

家綱の社参から八十年を過ぎて八代吉宗が社参をし、十代家治が一度、十二代家慶が天保十四年に社参をしてそれが最後となりました。

参考

日光御成道分間延絵図 東京美術

挿し絵 御成道

宮代町のうつりかわり（江戸く現代）（二八） 図あり

宮代町の支配（文政年間一八一八く二七） 図あり（二九）

助郷（すけごう）

江戸幕府は宿場付近の農民を動員して人馬継ぎ立ての役務（えきむ）を負担させました。この課役させられた村を助郷村または助郷といい、課役そのものも助郷または助郷役と呼ばれました。

宿場には助郷事務を行う助郷会所を設け交替で助郷惣代を駐在させました。

負担の割合は高百石につき人足二人馬二疋でした。

労働夫役が原則でしたがのちには金銭代納が一般化されました。

しかし、農村にとり助郷役の負担は大きく、そのため一揆(いっき)をおこしてその廃止を要求することもたびたびあったといわれています。

宮代町は杉戸宿と幸手宿の助郷役を負担しました。

史料一

日光道中杉戸宿助郷村高

一高老万三千七百六拾四石

村数 貳拾ヶ村

葛飾郡

高七百七拾九石 下

清地村

高五百五拾八石 下

倉松村

高千八百四拾九石 下

才羽

(朱書)

下

並塚 新田

「内七百七拾七石 才羽 下

蓮沼

七百四拾貳石 並塚

三百三拾石 蓮沼

高三百三拾石 中

遠野村

高三百九拾九石 下

大塚村

高貳百三拾石 中

上戸村

高六百三拾三石

中

安戸村

高八百九石

上

下高野村

高貳百貳拾四石

上

大島村

高三百拾貳石

上

下野村

高四百貳拾九石

上

茨島村

高貳百六拾五石

中

吉野村

高千四拾八石

下

佐左衛門村

(朱書)「内貳百拾石

新田」

高貳千五百七拾七石

下

堤根村

埼玉郡

高百貳石

蓮谷村

高八百三拾三石

須賀村

高八百拾八石

桑原村

(朱書)「内三百九拾四石

東

四百貳拾四石

西」

高三百八拾石

中村

高三百拾六石

中島村

高八百六拾貳石

百間村

(朱書)「内三百拾六石

本村」

享保八年卯十月

御改控書

(朱書)

「右之内堤根株

千九百三拾三石

堤根

六百四拾四石

上堤根

内

本村

蔵久

桑崎

三ツ又

諏訪

宮内

史料二

(表紙)

懷中鏡

(裏表紙)

文久三癸亥年

極月嘉辰

深井喜次

議定証文之事

今般宿助郷為御取締道中

御奉行所様より被為 仰付候御触御書之趣承知奉畏候依之助郷取之儀左ニ被 仰聞致承知候

一 宿人馬式拾五人馬式拾五疋内五人五疋急御用困置残式拾人式拾疋立払其余ハ助郷ニ而引受御差支無之様御繼立可仕事

一 助郷より見届惣代三人宛差出日々御先触之趣致承知助郷村々より人馬触出可申仕事
一出人馬之儀是迄置不余有之候助郷惣代之もの差出其上ニ致相勤候処以来ハ急度正人馬指出御差支無之様可仕候尤無様病人病馬等出来ニ相成候分ハ惣代之ものより雇出相勤可申候事

一 助郷人馬当番之儀御先触を考え見込触無之候随分勘弁可仕候得共御先触無之御通行之御方御座候得共風雨成ハ御通嵩リ候時節者御触無之分見込ニ而触当候儀茂可有之儀ニ候得共見届惣代罷成候上者問屋中より御差図を以惣代より助郷人馬触いたし繼立残人馬有之候か又ハ不足ニ有之候上も惣代引受繼立候而日払差引帳面仕立致速ニ遣払江差繰置不及無之様可仕然上ハ助郷触当之儀二三ヶ月間之会合いたし甲乙無之様差引可申候事

一 大御通り之節ハ惣代三人ニ而ハ人馬遣方行届不申候ニ付御通り様之御差図次第相増何様ニも御差支無之様可仕候事

一日ハ帳仕立方並触出遣方之儀惣代差出見届対談上取之候ハ村々より右一件之儀何如ニ御取斗被成候共少茂難詰ケ間敷儀申間敷候事

右ケ条之趣を以議定いたし候上ハ末々ニ茂失礼申間敷候為後証取之印形依而如件

上堤根村

天明七末年三月

名主 五左衛門

堤根村

名主 喜左衛門

右二ヶ村惣代

清次郎

佐左衛門村

名主 藤左衛門

右村惣代

清次郎

倉松村

名主 新藏

右惣代

下高野村

名主 彦右衛門

遠野村

名主 勘左衛門

安戸村

名主 重藏

大島村

名主 吉右衛門

茨島村

年寄 佐左衛門

上戸村

年寄 三郎兵衛

吉野村

年寄 孫 八

下野村

名主 定 七

右八ヶ村惣代

蓮谷村

名主 平左衛門

年寄 傳左衛門

中島村

年寄 長五郎

中 村

名主 新右衛門

百間村

年寄 浅右衛門

桑原村(東)

名主 幸右衛門

西桑原村

名主 安兵衛

須賀村

右七ヶ村惣代

須賀村

名主 甚右衛門

百間村

名主 門之丞

〃 清五郎

才羽村

名主代 織右衛門

右惣代 弥惣次

蓮沼村

名主代

年寄 源兵衛

百姓代 弥七

大塚村

名主代 兵藏

年寄 五左衛門

並塚村

名主 彦四郎

右三ヶ村惣代

並塚村

惣九郎

清地村

年寄 源左衛門

右村惣代

百間村

門之丞

前書之通惣代罷成候儀ニ御座候得とも不残詰居而ハ困窮之上諸雜用茂相掛リ難儀御座候間拙者共申合両三人而能詰居触出見届日ノ帳印形等仕候ニ付御聞届可被下候尤大御通之節ハ不残罷成可申候然上ハ日ノ帳印形両三人ニ而式拾四ヶ村引請候儀ニ御座候間

何方よりも難詰ケ間敷儀ハ無御座候為念依而如件

堤根村

未三月

清次郎

百間村

門之丞

清五郎

須賀村

甚左衛門

日光道中杉戸宿

定助郷貳拾三ヶ村

全高 壹万三千七百六拾四石

此 訳

池田播磨守知行所

武州埼玉郡

中 村

一高三百八拾石

同 知行所

中島村

一高三百拾六石

堀田嶋之丞領 分

森川肥後守知行所

松波恒太郎知行所

同州同郡

一高八百六拾貳石

百間村

堀田嶋之丞領分

同州同郡

一高百貳石

蓮谷村

池田播磨守知行所

永井兼之助知行所

小笠原鎚太郎知行所

武州埼玉郡

一高八百三拾三石

須賀村

一ツ橋領分

同州同郡

一高四百貳拾四石

西条原村

堀田嶋之丞領分

敦美九郎兵衛知行所

細井宗左衛門知行所

同州同郡

一高三百九拾四石

東条原村

一高三百四拾七石

酒井緑四郎知行所

一高百四拾四石

三宅近之助知行所

一高百四拾四石

能勢省兵衛知行所

〔朱書

一高百四拾四石

高田虎之助知行所〕

武州葛飾郡

全高七百七拾九石

清地村

〔朱書〕

一高百八拾五石

前島太郎左衛門知行所

一高百八拾五石

天野帶刀 知行所

一高百八拾五石

青沼鑑之助知行所〔

同州同郡

全高五百五拾八石

倉松村

一高千九百三拾貳石

松村忠四郎代官所

〔朱書〕

一高貳百九拾六石

織右衛門組

一高三百拾五石三斗

傳右衛門組〔

一高六百四拾四石

平岡石見守知行所

同州同郡

全高貳千五百七拾七石

堤根村

松下隣之助知行所

同州同郡

一高三百三拾石

蓮沼村

松村忠四郎代官所

松下隣之助知行所

觀世新三郎給地

武州葛飾郡

一高三百九拾九石

大塚村

一高二百六拾四石五斗

松村忠四郎代官所

一高二百五拾九石三斗

松下隣之助知行所

「朱書

内三百八拾七石二斗

小左衛門組

文右衛門組」

一高百貳拾九石六斗

酒井緑四郎知行所

一高百貳拾九石

柘植傳太郎知行所

同州同郡

全高七百七拾七石

才羽村

「朱書

一高千四拾八石

松村忠四郎代官所

同州同郡

佐左衛門村

「朱書

松村忠四郎代官所

柘植傳太郎知行所

松浦伊三郎知行所

一高七百四拾貳石

同州同郡

並塚村

「朱書

一高六拾六石三斗

平岡石見守知行所」

一高六拾六石三斗

小出菊太郎知行所

一高六拾六石三斗

猪子左太夫知行所

一高六拾六石三斗

松村弥寿之進知行所

一高六拾六石三斗

岡野口吉郎知行所

同州同郡

遠野村

全高三百三拾壹石

〔朱書〕

一高四百貳拾九石

大久保荒之助知行所

同州同郡

茨島村

小堀□太郎知行所

島田權三郎知行所

牛込恒次郎知行所

武州葛飾郡

一高六百四拾三石

安戸村

三宅鉄五郎知行所

竹本 兵衛知行所

森川鎌太郎知行所

同州同郡

一高貳百三拾石

上戸村

〔朱書〕

一高百三拾八石

山高 弾正知行所

一高百七拾四石

鈴木銀次郎知行所

同州同郡

全高六百四拾三石（正三一二石） 下野村

松村忠四郎代官所

小出菊太郎知行所

岡野□吉郎知行所

猪子佐太夫知行所

松波弥寿之進知行所

同州同郡

一高式百六拾五石

吉野村

一高百拾式石

三宅鉄五郎知行所

〔朱書〕

一高百拾式石

森川鎌太郎知行所〔

同州同郡

全高式百式拾四石

大島村

〔朱書〕

一高式百六拾九石七斗

前島太郎左衛門知行所

一高式百六拾九石七斗

天野 帶刀知行所

一高式百六拾九石七斗

青沼鑑之助知行所〔

同州同郡

全高八百九石

下高野村

合高壹万三千七百六拾四石

村数式拾三ヶ村

〔朱書〕

右前書之分不殘今般仰付分ニ掛リ候得共右前書之内

一高四千百三拾四石式斗

虎之助知行分清地村 倉松村 堤根村 才羽村 並塚村

佐左衛門村

右村々ハ勘定合並宿方困人馬之儀ニモ被 仰付申可仕分ニ御座候

石見守知行所分

遠野村

弾正知行所分

一高千五百五拾四石三斗 下野村

茨島村

鎌太郎知行所分

大島村

下高野村

右村々ハ助郷惣代之者へ相掛勘定合等之儀被 仰付申候儀ニ無御座是迄立会

之通出残余取調不残濟方ニ相成宿方困人馬之儀ニ被 仰付分へ被組込候儀ニ御

座候

中島村

中村

百間村

蓮谷村

須賀村

東条原村

西条原村

緑四郎 近之進 省兵衛知行分

清地村

蓮沼村

大塚村

菊太郎 左太夫 弥寿太郎

□吉郎知行分

遠野村

安戸村

上戸村

銀次郎知行分

下野村

吉野村

鉄五郎知行分

大島村

緑四郎知行分

才羽村

七之助組

九右衛門組

堤根村

右前書之村々ハ勘定ハ勿論宿方圀人馬等之儀仕来通ニ而聊申分無御座候

文久三亥年十二月

御奉行所様

┌

御傳馬勤高

堤根古附株之高訳ケ

一高六百弍拾三石壹斗三升

本村

一高三百五拾壹石五斗八升

倉久

一高三百拾三石三斗八升

宮内

外二五石九斗弍升私領倉村高

一高弍百九拾六石七斗壹升

諏訪

外二六拾四石壹斗四升私領倉村高式石

一高式百式拾五石五斗三升 桑崎

一高百式拾石四斗五升 三ツ俣

外二壹石八斗六合

是ハ御料高源内株ニ掛リ高

参考

諸鑑 深井家文書

懷中鏡 //

日本史辞典 角川書店

(参考)

御請書之事

日光道中千住より中田迄八ヶ宿組合之儀今般御変革ニ付宿々往還御用相増、定助郷のみ
ニ而は御継立差支候間当分助郷之儀願上候処、願之通 御触書を以加助郷被仰付御触面
奉拝候処、御変革ニ付夫々諸家様御当主・御内室・御家内其外御家来妻子等御越ニ付、
右御通行之向ニ限当分助郷人馬触当方ヶ条書を以道中御奉行所様より奉伺候処、初ヶ条
当十月朔日より定助郷・当分助郷勤高平等ニ割合相勤候義是迄数例も御座候旨篤と当分
助郷村々と示談仕取極可申、式ヶ条目松平肥後守様御家中御出府之儀は右変革之廉ニ無
之、御用旅行之義ニ付御触面とも違候間右之分は相除可申、三ヶ条目諸家様より御国許
へ御差下御台所荷物並御家来其外在所へ御通行之向、右は御引越ニ候哉難相分候ハ、才

料之者へ相尋候上、御引越用之旨相答候分は奉伺候通定助郷・当分助郷勤高平等割合御
繼立仕、都而当分助郷村々二而疑式無之様相心得申会、触当方等可取計旨被仰渡候段御
下知之趣被申聞一同承知仕候、依之御請印形致候処如件

日光道中

文久三亥年正月

杉戸宿

問屋小左衛門

右宿助郷惣代

清地村

名主浅右衛門

幸手宿

問屋知久順之助

右宿助郷惣代

千塚村

組頭松之丞

和戸村

名主七左衛門

当組取締役

千住宿

問屋市郎兵衛殿

栗橋宿

本陣由右衛門殿

(埼玉県史近世6交通)

用水

農業用水は、水田耕作を基本とする農業では絶対的なものです。

近世農村の成立とともに村を単位とした水利組織を結成して運営・管理・維持に当たりました。

降雨が少なく干害の激しい時期には、用水確保をめぐって村の間に水争いが発生して、しばしば流血騒ぎとなり多くの犠牲者を出すこともありました。

まさに用水確保は農民の死活問題でもありました。

次ぎの史料四はその一例ともいえるでしょう。

史料三

姫宮落 蓮谷村地内より東村地内大落堀迄

一 悪水堀長 一七八三間 平均巾二間半

笠原沼落 中島村新田より東村地内大落堀迄

一 悪水堀長 一五一二間 平均巾二間

笠原新田附廻堀

東条原村地内爪田谷堀末より蓮谷村地内姫宮堀迄

備前前堀 江面村より和戸村地区大落堀迄

一 悪水堀長 二六九〇間 平均巾四間

備前堀 江面村地内より和戸村地内大落堀迄

一 悪水堀長 二七九三間 平均巾三間

参考

埼玉県史治水編

用悪水路図 (四五) あり

史料四 (読み下し)

(表紙)

文政十三寅年

羽生領門樋

島中川辺悪水落とし

騎西領故障の願い出写し

向川辺

八月

恐れ乍ら書き付けを以て願ひ上げ奉り候

武州埼玉郡騎西領

御料

組合七拾八ヶ村

私料

外壺ヶ村惣代

山田茂左衛門当方御預所

同州同郡原村

願人名主小源治

池田甲斐守知行所

同州同郡百間西村

同 新右衛門

曾根孫兵衛知行所

同州同郡南大桑村

同 岡右衛門

悪水落とし堀新規御模様替え御差し止め願ひ

右惣代共一同申し上げ奉り候、私共組合悪水大落とし古利根川の儀は、当領用悪水九拾七ヶ村にて三拾壺堀一圓古利根川へ、往古より悪水落とし来り候処当川の儀は葛西拾ヶ領用水堀の処、近来利根川押し埋もれ床高に相成り候に付き、多年右井筋利根川砂押し入れ高埋めに相成り候に付き、其の上連々川幅狭ばまり年頃水行定まらず、悪水相湛え村々水腐れ難儀仕り候て、追ひ追ひ川幅切り広げ仕り度川幅御定杭願ひ上げ奉り候、則

当春を以て御建添え成し下され候の儀にて、百姓役自普請切り広げ度存じ奉り候得共、困窮村々自力及び難く難儀至極に罷り在り候、然る処此の節御普請役市村宗四郎様より幸手領村々へ仰せ渡され候は、島中領悪水は幸手領権現堂村地内へ新規御堀割悪水落とし埋め込み仰せ付けられ、北側用水路へ御引き入れ候積もり、向川辺領悪水は羽生領間口村地内先年御取り潰し相成り候字十王叭右敷きへ、新規叭樋御伏せ込み同領悪水の分は羽生領悪水落とし字島川へ御引き入れに付き、同領北大桑村地内御伏せ込みこれ有り候門樋は、八甫村地内字蛇田堤へ御引き下げ御伏せ込み同村地内御伏せ込みこれ有り候、葛西領進口東叭御取り払いに相成り、右向川辺羽生領悪水は島川門樋堤御堀割り、葛西拾ヶ領用水川口村地内新古両叭へ御引き入れ遊ばされ候て、差障りの有無申上げざる旨幸手領惣代共へ仰せ渡され、村々難儀仕り候趣隣領の儀にて、小前末々迄風聞承知仕り一同驚き入り嘆息仕り、何分にも御愁訴申し上げ呉様これにより凶事に及ばざる事申し上げ奉り候は、間口村地内十王叭より羽生領悪水落とし来り候処、悪水流行これ無き願いて、右叭より向川辺領村々悪水島川へ落とし入れ候様に相成り、難儀の趣を以て御取潰しに相成り、右叭樋門樋の場所へ御伏せ込み仰せ付けられ候ては、利根川押埋まり候処近来満水の度毎逆水吐き、門樋堤御囲い大堤危うく其の時之切所にも及び候処、村々出情水防仕り候処、八甫村地内騎西領持添字宝泉邑迄脇左右地成りの場所、去る秋出水にて殊の外破損仕り候間此の段願い上げ候、悉く危難場所ゆえ当春御入用を以て御普請成し下され候儀に御座候処、門樋下げ十王叭御取り立て式ケ領悪水御引き入れに相成り候ては、利根川通り満水毎向川辺領堤通り万一切所出来罷り候節は、向川辺領地高く当領地内は低し大造り高低の処に候得者、当領堤相保ち様御座無く候、数ヶ領水入り地先村々は亡所流失家等出来仕り候儀は眼前の儀にて安心仕らず、且又格別の出水にこれ無き管悪水落とし兼ね候て午年迄も私共領内水腐れ損年々内損多く、去る丑年御勘定山田勝之助様免直し御回村の節、田方耕地に於て御案内仕り候村々多々御座候儀にて連々困窮仕り候処、新規式ケ領悪水加水に御引き入れに相成り且八甫村地内東叭御普請に相成

り候ては、式百十日後用水不用ニ付本川俣村元塚御ヶ切りこれ有り候得共、川口塚の儀も御ヶ切りに相成り候御仕来たりにも御座候処、其の後大雨満水等これ有り候節は、水袋に相成り一向悪水落ち方御座無く右堤続き村々処作仕付け等も出来兼ね、水腐れ相通れ可き様御座無く誠に一同難儀至極にこれ有り候、殊に天明五巳年松伏村関枿脇増林村地内字新遠堤洗い堰ヶ所、年々堰所にて床高に相成り床下の儀並びに同村地内切り流し場ヶ所、川床堆砌来り候儀を地元村にて故障仕り候故、新方領下三ヶ領より地先右増林村相手取り出訴し奉り候願の通りに御裁許仰せ付けられ候儀にて、其の四里程水下的の方に御座候得共、切り流し場少々床高にて悪水相湛え難儀仕り候儀に御座候得共、此の度新規御模様替え仰せ付けられ候ては田高より悪水溢れ候儀にて、百姓相続相成り兼ね難儀嘆げかわ敷く存じ奉り候、且又去る享和元酉年向川辺島中式ヶ領悪水八甫村地内より、上川崎村地内へ堀積み願人これ有り其の節御普請役川奈作右衛門様・和田惣蔵様御回数日御取り調べ御座候処、私共領内幸手領其の外数ヶ領難儀の趣差し障り願い上げ奉り御聞き済みに相成る儀に御座候処、此の度は右式ヶ領悪水落とし堰へ御引き入れに相成り、容易成らず難儀至極に存じ奉り候て、幾重にも御模様替えの儀厚く御賢察を以て、御差し止め仰せ付け下し置かれ度く願い上げ奉り候、何卒御憐愍を以て百姓相続相成る様挙げて願い上げ奉り候、右願いの通り仰せ付けられ下し置かれ候はば、私共領内は勿論数ヶ領莫大の御救いにて有り難き仕合わせに存じ奉り候以上

写真図版 石仏（西光院）

武州埼玉郡騎西領

御領

組合七拾八ヶ村

私領

外壺ヶ村

山田茂左衛門御代官所

佐野豊前守知行所

同州同郡

原村

池田甲斐守知行所

同州同郡

百間西村

黒田豊前守領分

同州同郡

葛梅村

山田茂左衛門御代官所

一ツ橋 御領知

同州同郡

除堀村

設楽中務 知行所

加須村

馬内村

礼羽村

戸ヶ崎村

榊原百之助知行所

山本金吾 〃

同州同郡

和戸村

清水 領知

同州同郡

爪田谷村

伊奈友之助御代官所

平岡岩見守知行所

同州同郡

小久喜村

伊奈友之助御代官所

同州同郡

柴山村

酒井但馬守知行所

同州同郡

青毛村

一ツ橋 領知

榊原百之助知行所

小笠原主計 〃

山本金吾 〃

同州同郡

高岩村

天野三郎兵衛知行所

同州同郡

寺塚村

山田茂左衛門御代官所

堀田相模守領分

森川伊豆守知行所

松波貞太郎知行所

同州同郡

百間村

水野伯耆守知行所

水野左右衛門

同州同郡

久下村

徳永権之助知行所

同州同郡

篠津村

一ツ橋 領知

曾根孫兵衛知行所

曾根孫三郎

片山清十郎

鈴木与八郎

平岡三郎兵衛給地

御朱印

鷲宮神領

同州同郡

江面村

横田筑後守知行所

渡辺半兵衛

同州同郡

実ヶ谷村

一ツ橋 領知

森川与五左衛門知行所

同州同郡

太田袋村

中務金右衛門知行所

山本大膳 //

佐橋兵三郎 //

野間金右衛門 //

八木譴次郎 //

石谷隼人 //

同州同郡

六万部村

御手洗伊右衛門知行所

野々山新兵衛 //

太田寿庵 //

門奈礼左衛門 //

山田岩五郎 //

下山弥三郎 //

鈴木忠太郎 //

中根兵右衛門 //

同州同郡

上清久村

水野伯耆守知行所

同州同郡

花崎村

堀 数馬 知行所

曾雌市之丞

深尾藤太郎

疋田兵庫

同州同郡

大實村

(室)

多門詮之丞知行所

疋田兵庫

同州同郡

久本寺村

土井大炊守領分

秋元但馬守

荒尾平八郎知行所

神田彙之丞

小林勝藏

同州同郡

上高柳村

宇都野金右衛門知行所

佐橋兵三郎

山本大膳

野間金右衛門 〃

石谷隼人 〃

八木譴次郎知行所

多門傳八郎 〃

中山左京 〃

同州同郡

辻村

平岡岩見守知行所

同州同郡

下清久村

山田茂左衛門御代官所

平岡岩見守知行所

同州同郡

所久喜村

平岡岩見守知行所

同州同郡

新井新田

山田茂左衛門御代官所

堀田相模守領分

同州同郡

蓮谷村

下山弥八郎知行所

中根兵右衛門 〃

門奈礼右衛門 〃

山田斧太郎
〃

前田市左衛門
〃

前田五左衛門
〃

野々山新兵衛
〃

同州同郡

上内村

中嶋斧太郎知行所

金田斧次郎
〃

三宅勝太郎
〃

同州同郡

船越村

森川鎌三郎知行所

高木善之助
〃

戸田源一郎
〃

同州同郡

国納村

大岡主膳正領分

同州同郡

千駄野村

阿部四郎五郎知行所

富永孫六郎
〃

同州同郡

南篠崎村

小笠原権九郎知行所

小笠原主計 〃

同州同郡

常泉村

永井 右京知行所

同州同郡

小濱村

平岡岩見守知行所

松平万三郎 〃

三宅惣太郎知行所

森川銚太郎 〃

同州同郡

上早見村

永井 右京知行所

中山 大助 〃

三宅勝三郎 〃

同州同郡

油ヶ井嶋村

山田茂左衛門御代官所

堀田相模守領分

細井宗左衛門知行所

渥美九郎兵衛 〃

同州同郡

久米原村

平岡右膳御代官所

同州同郡

下大崎村

曾根 内匠知行所

曾根孫兵衛 〃

曾根孫三郎 〃

片山清十郎 〃

小林金次郎 〃

平岡三郎兵衛 〃

同州同郡

南大桑村

神領鷺宮

大内 美作支配

同州同郡

鷺宮村

一ツ橋 領知

土岐豊前守知行所

南条権之丞 〃

能勢権之丞 〃

目賀田鉄之助 〃

同州同郡

台村

伊奈友之助御代官所

同州同郡

武助新田

大岡主膳正領分

同州同郡

岡泉村

一ツ橋 領知

同州同郡

河原井村

高木善之助知行所

森川鎌三郎 〃

戸田源一郎 〃

同州同郡

太田吉羽村

平岡岩見守知行所

同州同郡

下早見村

川副勝三郎知行所

同州同郡

白岡村

大岡主膳正領分

平岡岩見守知行所

徳永権之助 〃

狩野晴川 〃

同州同郡

樋の口村

三上筑前守知行所

同州同郡

西村

一ツ橋 領知

同州同郡

上野田村

下野田村

太田新井村

西久米原村

栗原村

疋田 兵庫知行所

万年七之助 〃

同州同郡

割目村

戸田源一郎知行所

森川鎌三郎 〃

高木善之助 〃

同州同郡

国納村

黒田豊前守領分

小笠原権九郎知行所

成瀬九兵衛 〃

同州同郡

中妻村

前田五左衛門知行所

武蔵源八郎 〃

前田市左衛門 〃

同州同郡

今鉢村

山田茂左衛門御預所

池田甲斐守知行所

同州同郡

中嶋村

池田甲斐守知行所

永井 鉄弥 〃

小笠原主計 〃

同州同郡

須賀村

安藤力三郎知行所

同州同郡

下高柳村

清水 領知

嶋田 弾正知行所

同州同郡

久喜新町

古久喜村

山田茂左衛門御預所

清水 領知

嶋田 弾正知行所

同州同郡

久喜本町

野久喜村

黒田豊前守領分

同州同郡

水深村

川口村

清水 領知

同州同郡

中曾根村

堀田相模守領分

同州同郡

青柳村

新井 靱負知行所

同州同郡

野牛村

伊奈友之助御代官所

同州同郡

梅田村

内牧村

栢門村

山田茂左衛門御預所

永井 鉄弥知行所

同州同郡

百間東村

土井大炊守領分

同州同郡

小林村

右七拾九ヶ村惣代

山田茂左衛門当分御預所

同州同郡原村

文政十三寅年八月 願人 名主 小源治

池田甲斐守知行所

同州同郡百間西村

願人 名主 新右衛門

曾根孫兵衛知行所

同州同郡南大桑村

〃 岡右衛門

御奉行所様

参考

幸手領内鏡 深井家文書

史料五（諸鑑）

権現堂川通堤水防人足明俵割賦覚

一堤長五千八百九拾五間

此人足千貳百五拾人

但 百石ニ付五人掛リ長拾間ニ貳人掛リ

一明俵四千六百俵

但 百石ニ付拾壹俵半

此訳

人足三拾九人

所ハ松石村

明俵八拾九俵

清地村

繩 三拾房

右者御普請役鶴田初五郎様

上高野ニ御詰被遊候節相極リ申候

安永元巳(辰)年

御評定式日

二日 十一日 二十一日

御立会

四日 十三日 二十五日

御内寄会

六日 十八日 二十七日

伊奈半左衛門様

御用日

三日 七日 十一日
十六日 二十一日 二十六日

史料六（諸鑑）

古利根川土橋組合（清地橋）拾壺ヶ村

一高五百五拾六石三斗三升	倉松村
一高貳百八拾七石壺斗四升	天神島村
一高千四拾八石四斗三升	佐左衛門村
一高六百三拾六石貳斗三升	安戸村
一高三百三拾壺石六斗貳升	遠野村
一高八百八拾六石五斗四升	平須賀村
一高貳百六拾五石壺斗四升	吉野村
一高貳百貳拾四石八斗四升	大島村
半高	
一高五百七拾九石五斗九升	杉戸宿
一高貳百貳拾六石四斗四升	上戸村
一高七百七拾九石貳斗六升	清地村

右拾壺ヶ村組合ニ而堅ク其違変無之書付有之候
合高五千八百貳拾壺石三斗六升貳合四勺

割合之節仕来リ高

弘化三年九月改書入申候

□□□割合帳之通り

古利根川土橋組合高

(清地橋)

百間領

高貳千貳百七拾石余

此分

高三百拾六石

中島村

高五百六拾貳石余

金谷原

高三百拾石

西原村

高三百八拾貳石

後宿村

高七百石余

西村

東村

(表紙)

宮代よもやまばなし

深井滋男 編

まえがき

宮代町は二万年の歴史のある町です。

町内には、国の重要文化財である西光院の阿弥陀三尊像（国立東京博物館寄託）や、
県指定文化財五社神社本殿等があります。

最近鍛冶工房跡の発掘で話題をよびました。

この二万年間のおりおりの話しに史料や写真・図を添えて『宮代よもやまばなし』を
まとめました。

ご一読ください。

写真図版 地蔵堂付近

目次

まえがき

石器	一
土器	三
宮代町の遺跡	五
〃 図	七
奥東京湾図	八
鉄器	九
西光院の阿弥陀三尊像	十三
地名と支配	十七
静御前と宮代町	十八
鎌倉街道中ノ道	十九
五社神社他	二〇
村のしくみ	二四
宮代町のうつりかわり	二八
〃 旧支配	二九
助郷	三〇
用水	四四
鷹場	六二
御改革組合	六五
農事暦と年中行事	六八
人の一生	八〇
近津神社と川島地区	九九
第六区村々	一〇四
あとがき	

参考（読み下し） 末尾

議定証文の事

本文三三

〃

本文四〇

差し上げ申す御受け証文の事

本文六三

鷹場

幕府の鷹場が指定されたのは、寛永五年（一六二八）のことで江戸周辺五里（二〇キロメートル）以内の地を指定しました。

それが元禄六年（一六九三）に「生類あわれみの令」に関して放鷹は一時廃止されましたが享保元年（一七一六）八代将軍吉宗のとき放鷹制は再び復活しました。

はじめは、江戸周辺五里以内の地でしたが、のちには新鷹場と称し十里（四〇キロメートル）以内の地に広がりました。

鷹場村は十一ヶ領二百八十ヶ村、高十四万石の地で宮代町は鷹場村（捉飼場）とらいかいば」といった）に指定されました。

鷹場村は鷹場住民が守らねばならない「御鷹場証文」の請け書を差し出さねばなりませんでした。

写真図版 川島の庚申塔

史料七

差上申御請証文之事

一 御鷹場村々從 御公儀様被 仰出候通り御条目之趣堅相守可申候

御鷹鳥者不及申ニ諸鳥ニ至迄殺生為致申間敷候

一 御法度之四季打鉄砲所持致間敷候事

一 御捉飼御用之節飼犬飼猫等ハ不及野犬野猫迄繫置候様小前江可申付候事

一 疑敷相見へ候御鷹方御場所江御入込御鷹遣被成候ハ、御焼印引合セ可申候事

附合札違候か不致所持候ハ、早々相届可申候事

此ケ条文化十一戌年末ニ相認

一 御鷹宿被 仰付候節火之元念入大切ニ可仕候事

一 餌指衆たりといふ共御鷹鳥江障り候ハ、早速相届可申候勿論旅餌指衆宿相頼み候共

御焼印札引合宿可申付候若シ一宿之内ゆすりケ間敷儀申候ハ、留置相届可申候事

一 病鳥落鳥有之候ハ、不穩置番人を付置早々相届可申候事

一 八月より翌三月迄之内人寄ケ間敷儀仕間敷候併無扱神事仏閣一日之祭礼有之節ハ前以相届指図を受相始可申候事

一 沼川用悪水堀通りニ而八月より翌三月迄之内殺生堅仕間敷候尤御制禁之高札立置可申候事

一 御法度之鳥売買仕間敷候若シ脇より参リ売買仕候ハ、捕置早々相届可申候事

一 鉄砲其外何ニ而も鳥殺生仕候もの見付候ハ、捕置相届可申候事

一 御鷹仮橋之儀先規より懸来り候場江ハ八月ニ至候ハ、掛渡置可申候若手都合ニ寄場所替又者余計ニ懸渡候節者何れへ堀筋成共違背申間敷候事

一 御鷹匠様方隣村御止宿被遊野場御通懸之節急御用ニ而居合候農人又者百姓家ニ立寄

御用之趣被 仰付候ハ、無遅々相勤御用間合候様可仕候勿論右之趣村中小前ニ不洩

様申付置差支無之様可仕候事

一 飼鳥之儀水鳥ハ不及申ニ小鳥ニ至迄飼鳥為致申間敷候事

一 戸田五助様より奉預置候御焼印札随分大切ニ可仕候若シ虫喰等も出来致候ハ、早々相届可申候事

右ケ条之趣被 仰渡承知仕村中惣百姓寺社領門前百姓並ニ地借店借末々召仕之者迄急度申付為相守可申候若シ違背之者有之候ハ、何方可被 仰立候勿論貴殿御見廻リ先ニ而茂御非方成御取計少々も無御座候為後日御請証文仍如件

酒井 玄蕃

三宅源左衛門 知行所

高田庄右衛門

能勢 万蔵

清地村

寛政十一未年

名主

組頭

百姓代

中村小源次殿

参考

諸鑑

深井家文書

埼玉の近世史話

埼玉近代史研究会

鷹場

本間清利著

埼玉新聞社

御改革組合

文化二年（一八〇五）に關東取締出役を設けこれが俗にいう八州様です。

關東の治安維持の強化を目的とするもので、天領及び私領、寺社領に警察権を行使しました。

はじめは八人でしたがのちには十五、六人になりました。

文政期にはいと村落の荒廢が一層激化し、關東の治安が乱れ従来の巡察では取締効果があがらず、文政十三年（一八一三）に文政改革が実施されました。

その内容は近隣の数か村を組み合わせて小組合を、さらに小組合を集めて数十か村ずつで大組合を組織しました。

そして小組合には小惣代、大組合に大惣代がおかれました。

八州様が巡察するときは各村から道案内が一、二名出ました。岡っ引（おかつびき）にあたるものです。

写真図版 武州埼玉郡百間東村

史料八

御改革組合

一 高貳万貳千七百七拾石七斗貳升八合五勺九才

杉戸宿外四拾壹ヶ村

内

葛飾郡

一 高千百六拾六石三斗壹升

杉戸宿

一 高七百七拾九石貳斗六升五合六勺

清地村

一高三石五斗三升八合

大寿院新田

一高五百五拾六石三斗三升八合貳勺

倉松村

一高貳千五百七石八斗壹升四合

堤根村

一高七百四拾貳石五斗七升四合

並塚村

一高七百人拾三石七斗八升壹合

才羽村

一高三百三拾石六斗三升四合

蓮沼村

一高三百九拾九石八斗七升

大塚村

一高千五拾八石六升四合

佐左衛門村

一高七拾壹石貳斗

広戸沼村

一高八百拾五石壹斗五升壹合

下高野村

一高貳百九拾八石三斗五升四合

下野村

一高貳百貳拾四石八斗四升壹合

大島村

一高貳百六拾五石壹斗四升四合

吉野村

一高貳百貳拾六石四斗四升四合壹勺

上戸村

一高六百三拾六石貳斗三升六合六勺

安戸村

一高三百壹石七斗三升五合

大島新田

一高三百三拾壹石六斗貳升壹合

遠野村

一高四百貳拾九石九斗九升七合四勺

茨島村

一高千七百七拾五石三斗壹升九合三勺

惣新田

一高六拾石壹斗壹升四合

高須賀村

一高七拾四石九斗九升貳合

下宇和田村

埼玉郡

一高三百七拾九石壹斗九升七合

中島村

一高四百拾八石五斗七升八合

中村

- 一高千九石壺斗式升七勺 百間村
- 一高八百三拾式石七斗壺升四合 東村
- 一高拾壺石壺斗壺升九合 逆井四ヶ村受新田
- 一高十九石六斗壺合 逆井蓮谷村新田
- 一高百拾壺石壺升五合三勺四才 蓮谷村
- 一高八百九拾五石七斗四升六合 須賀村
- 一高四百式拾八石五斗六升四合四勺五才 東条原村
- 一高四百七拾五石九斗七升壺合 西条原村
- 一高百六拾石八斗 爪田ヶ谷村
- 一高三百式拾六石八斗五升六合 下野田村
- 一高四百五拾七石壺斗八升壺合 上野田村
- 一高式百四拾四石八斗九升九合 白岡村
- 一高三百七拾七石五斗四升式合八勺 新宿村
- 一高四百拾式石式斗六升三合 小久喜村
- 一高百七拾八石一斗九升式合 寺塚村
- 一高百七拾三石式斗五升八合 城村
- 一高千三百三拾三石七斗九升六合九勺 篠津村

写真図版 石仏（西光院）

参考

諸鑑

深井家文書

埼玉の近世史話

埼玉近代史研究会

月	正										月	
二	三十	二十	十六	十五	十四	十一	七	四	節分	三が日	日	
初朔日、二月正月 年取り直し ジロウノツイタチ	年神送り	二十正月 えびす講(商人の)	やぶ入り	小正月(女の正月)、あずきがゆ	マユダマ団子、オニタマ	鍬始め 鏡開き、蔵開き	七草、七日正月 ななくさがゆ	オオバン	虫の口焼き 豆まき	二、仕事始め 雑煮、大正月	元、年迎え、若水、年始	年中行事
休日		休日 焼土調合	休日	農具休め、休日		農具の日、休日 農具の手入れ	休日	縄ない むしろ編み		三日休日	年男	その他

月 二	月 正									月
一	三十	二十	十六	十五	十一	七	四	節分	三が日	日
							焼き土を田へふる			田作
		麦肥汲み					麦に下肥施肥			畑作

月 五	月 四	月 三			月 二		月	
夏至 節	中	八十八夜	土用	三	一	彼岸 中旬	八 日	
(五) 端午の節句 菖蒲湯、菖蒲たたき 田植えサオリ	卯月八日 (八) 灌仏会、花祭り 神迎え	(二十一) 御影供 西光院	(十五日) 田の神祭り	雛流し 三月節句	サブロウノツイタチ	墓参 夜業やめる	事八日、針供養 初午(最初の午の日)	年中行事
虫除け にして屋根にさす 菖蒲とよもぎを一つ	この月一日休日 麦殻を俵入れ	柴草刈り 田植え用タスキ用意	この月一日休日 厩肥熟成	苗代畦畔補修 (焼土・干しか)	苗代用肥料の準備	三日間休日	おこもり	その他

月 五	月 四	月 三	月 二	月
夏至 節	中旬	八十八夜 土用 三	一 彼岸 中旬 八	日
田植え	水口、排水口調整 柴草入れ 牛耕、畔塗り 春田ごしらえ	苗代肥 畔塗り 苗代掻く、種籾蒔く	一番つまみ肥	田作
胡麻播種、芋除草 綿中打ち、麦脱穀 麦刈り、畑牛耕	岡穂播種 胡麻・菜種刈り 大豆・小豆施肥 麦刈り、綿施肥 茶摘み、麦藁倒し	綿播種 麻播種 瓜・南瓜・胡瓜播種	高菜植え付け ごぼう播種 麦中打ち 畑に焼土 麦に追い肥	畑作

月		七		月		六		月		五	月	
十八	十六	十五	十四	十三	七	一	土用	十五	一	半夏	日	
	(十六) やぶ入り 桑原獅子舞	(十五) 中元	盆礼、盆踊り	(十三) 盆棚、迎え盆	迎え馬 七夕祭り	釜蓋朔日 墓掃除		天王様	氷の朔日 浅間山初山	田の神のお帰り サナブリ 田植え祭り	田の神下がり	年中行事
	奉公人出替え	十六 〃	十四 休日	昼寝時間短縮	休日	釜の口、地獄の釜のふたが あく		休日 お獅子さま	休日	おみきをあげる 荒神様に稲苗とポタモチ	田植え休み 三日間	その他

七 月						六 月			五 月	月	
十八	十六	十五	十四	十三	七	一	土用	十五	一	半夏	日
			水干し				三番除草	二番除草		一番除草	田作
そば播種			夏小豆 〃	夏大豆収穫			麻刈り	綿の芯止め	草刈り、大根播種		畑作

月 九					月 八				月 七	月
三十	二十七	土用	節	一	二十八	彼岸	節	一	二百十日	日
神々の出雲行き 神送り	刈り上げ祭り	年貢納め開始	(十三) 十三夜	刈り上げの朔日			(十五) 十五夜	八朔		年中行事
休日なし	この月	クンチナス クンチゴワメシ(赤飯) 二十九日は末クンチ			九日クンチ 九・十九・二十九日	休日	夜業開始			その他

月 九				月 八				月 七	月	
三十	二十七	土用	節	一	二十八	彼岸	節	一	二百十日	日
〃	〃	選別 米俵につめる (玄米)	稲扱き 粃すり		稲干し	早刈り 稲刈り 麦蒔きのための田すき	田干し		堀切り	田作
里芋掘り	そば刈り入れ	麦施肥	干し田へ麦・菜種播種 里芋の茎刈り		岡穂刈り入れ 岡穂扱き	綿の実摘み 胡麻刈り 菜種・冬菜 からし菜播種			ごぼう種取り 綿除草、胡瓜	畑作

月 十二					月 十				月
二十五	冬至	中	十五	節	三十	二十	中	十 九	日
	冬至湯、南瓜		酉の市 七五三、女の日	巳の日 田の神祭り 初丑、丑の日節供	神迎え 神々が出雲から帰る	えびす講(百姓の)	田の神祭り	田の神のお帰り やのわらでっぼう (十)十日夜、とうかん	年中行事
		霜の月祭り	味噌麴購入 仕込み	油しめ 一・十五半休	この月休日なし	二匹泳がせて供える かけぶな、どんぶりにぶなを	塩購入		その他

月 十 二					月 十					月	
二十五	冬至	中	十五	節	三十	二十	中	十	九	一	日
年貢納入	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	選別、俵につめる 稲扱き、粃すり	田 作
				田麦二番つまみ肥			中打ち・汲み肥 田麦つまみ肥	麦播種	綿・里芋の後へ		畑 作

十二月								月		
三十	二十九	二十八	二十五	二十三	十五	十三	八	七	一	日
大払い 大みそか、年越し 火祭り	みそかつばらい 世継火、元旦火	年の市、歳暮	みたま祭り(先祖)	仏の正月	神々の年取り 正月始め	煤掃き	針供養	事八日	かびたり 川浸り朔日	年中行事
	正月飾り	餅つき、半休			この月 一・十五休日		味噌つき 醤油仕込み	奉公人出替		その他

参考、農民生活事典

柏 書房

高島曆

神正館

杉戸・清地・倉松・本島・宮代地区の古老よりの聞き書き。(昭和五十年)

十二月										月
三十	二十九	二十八	二十五	二十三	十五	十三	八	七	一	日
										田 作
										畑 作

人の一生

祝儀控帳及び香奠帳は人の一生に関わる古文書で、人生の節目ごとに行われた儀礼に、親類や村人から贈られた金品の記録です。

人の一生の習俗のなかで育児・婚姻・葬送の三つの儀礼は最も重要なものです。

産後の儀礼には七才までが神の内といわれ、赤子の不安定な魂を安定させるための儀礼が多い。

三日目にはじめて着物を着せる祝い、名づけ、七日目のお七夜、三十二日目（男児）または三十三日目（女児）のお宮参り、百日目の食い初め、初節句、初誕生、さらに七五三の祝いと続きます。

参考

農民生活事典 柏書房

史料九く十四 深井家文書

史料九

（表紙）

天保九年戊戌

七月二日誕生

さわ一七夜祝儀控帳

深井関次郎

孫女子

覚

一 壹重物仕立

新町

半紙

久兵衛殿

あさ

中位

前

一 生りぶし二本

弥之助殿

貳百文

半紙

あさ

一 貳分

高畑

半紙

孫八殿

一 貳分

新井新田

一 壹分

松永

半紙

兵藏殿

一 壹分

幸手

半紙

中山

七夜晦日渡ス

栃木屋

一金貳両

常八へ

是八庄兵衛分

内渡し

硯蓋

午房

切いか

ゆり

小さいたけ

長いも

玉子

なし

取肴

金平

〃

みょうが

〃

ぬた

〃

なまりぶし

薄味噌

吸物

めんどり

大こん

なます

うどん

薬味

ねぎ

ごま

青柚子

(裏表紙)

七月

二十八日

一 □ □ □ □

天野へ

九百文

十 □ 味 □ 薬

□

小 □

□ □

□ □

□ □ □ □ □

史料十

(表紙)

庚嘉永六年

ぬい紐解進物並献立控

丑十一月十七日

十八日

嘉永六年丑十一月十七日

ぬい紐解客来控

一 式百文 紙式状

松市

しら賀

一 三百文

幸七

紙式状 麻

一 金式朱也

伏見や

紙式状 しら賀

藤次郎

一 式百文

惣次郎

紙壹状

しら賀

一 金式百疋

伊兵衛

半紙式状

扇子

しら賀

一 百文

卯七

十八日

一 式百文

新八

半紙二

一 金百疋

彦右衛門

紙五状 白髪

一 式百文

万福寺

半紙二

十八日

一 金式朱也

清吉

紙式状 扇子箱

十八日

一金壹分也

俵屋

紙貳状

安兵衛

扇子

十八日

一金壹分也

仁右衛門

紙貳状

しら賀

十八日

一金貳分也

吉兵衛

紙貳状

しら賀

一金貳分也

平兵衛

十八日

一金壹分

卯兵衛

紙貳状

しら賀

一紙五状

八丁目

扇子

重郎兵衛

するめ

波色紋縮緬裏附小袖壹

一金貳百疋

内牧

紙貳状

喜太夫

扇子

一三百文

勇八

紙三状

ふかわ

弥五衛門

十八日

蛭子村

一金百疋

仲次郎

紙貳状

平野村

一金百疋

利右衛門

紙五状

嘉吉

一 五百文

治郎吉

半紙二

幸右衛門

あさ

きい

ち世

十一月十七日

女中衆子供客

献立

一 冷酒

一 吸物

鳥り

白滝

みつ葉

一 硯蓋

一 大皿

一 吸物

一 酢蛸

加一敷

一 焼物

とり さかな

大くわい

蓮根

長いも

板

たこ

はぜ

みかん

むきみ

ぬた

さより

房風

あられ

細根大根

かつら

生が

ぶり

あられ

生が

一 坪

一 猪口

一 汁

一 生酔皿

本膳

一 刺身
加一敷

いか たこ 長いも

ゆり はぜ

青み つみ入れ

ぶり うご 房風 猩々 白髪大根 生が もやし

生が もやし わさび うご 毛大根 鰯

一 平

大くわい

大椎茸

切身

板

みつ葉

一 引物

いか

石もち

同十八日 四ツ時

旦那方客来

献立

一 冷酒

鳥り

一 吸物

白滝

みつ葉

芝えび

生がい

蓮根

ちくわ

みかん

たこ

大くわい

一 硯蓋

一 大皿

むきみ

ぬた

本膳

一 刺身
加一敷

一 焼物

一 酢蛸
加一敷

とり さかな

一 猪口

一 吸物

生が
もやし
わさび
うご
毛大根
鰯

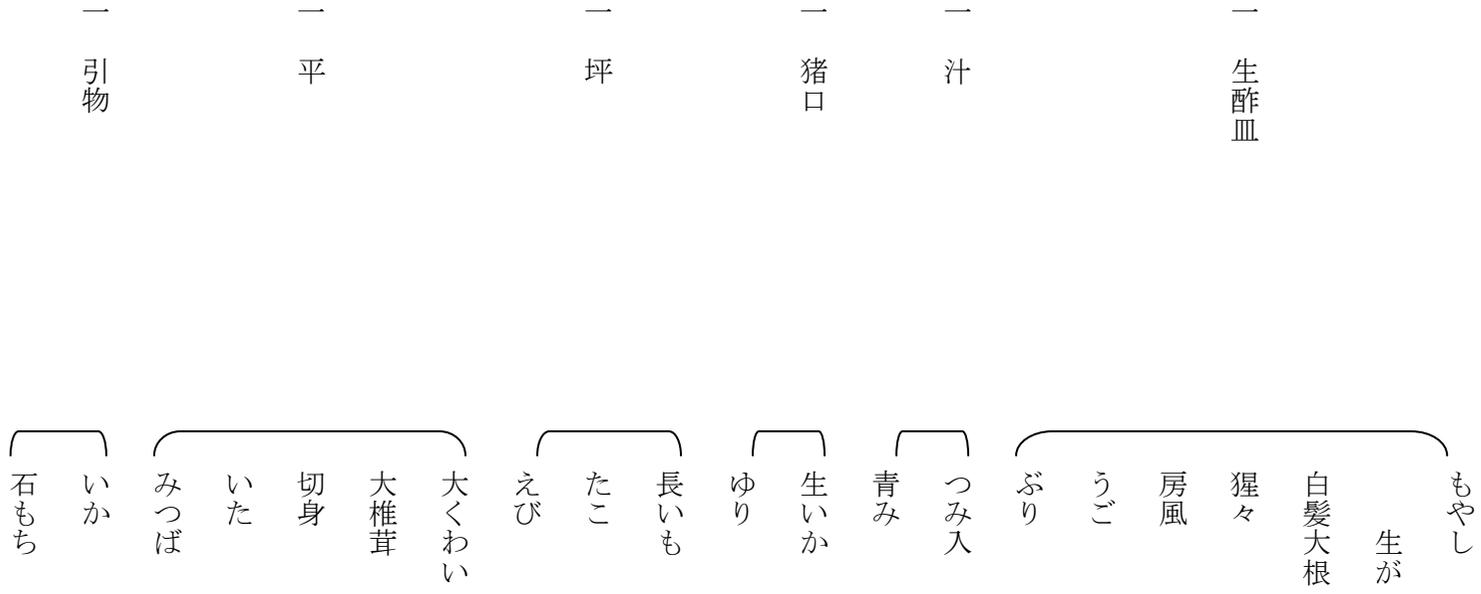
生が
あられ
ぶり
房風

生が
かつら
細根大根

蓮根
生いか

すゝき
あられ
房風

同十八日夜勝手客
有合之品



(表紙)

文政十年

おてる祝儀(婚礼)之節控

亥十一月

覚

一金壹分

爪田谷村

半紙貳状

傳左衛門殿

一 せん子箱

松永屋

貳朱

惣五郎

半紙貳状

一 扇子箱

大工

貳朱

乙松

半紙貳状

一 拾疋

伊之助

半紙貳状

一 拾疋

弥兵衛

半紙貳状

一 手織表地

久兵衛

半紙壹状

おふじ

一 紫縮緬

上宿

麻 きれ

嘉兵衛

一 紙式状 式百文

井桁屋

麻

平蔵

一 壺朱

いせ屋

半紙式状

太右衛門

一 鳥目式拾疋

八百屋

麻

勝右衛門

半紙式状

一 紅粉

いせ屋

壺朱

午次郎

半紙式状

一 樽壺升

かしゃ

松五郎

一 青銅三拾疋

酒屋

麻

長兵衛

半紙式状

一 青銅拾疋

くしゃ

扇子箱

金兵衛

半紙式状

一 青銅拾疋

とうふや

紙式状

八十郎

一 嶋縮緬

いせや

麻

兵蔵

一 花元結

梅鉢屋

壹朱

伊兵衛

半紙貳狀

一 鳥目貳拾疋

前

麻

辰之助

半紙壹狀

一 鳥目貳拾疋

忠右衛門

半紙貳狀

一 金壹兩

金兵衛

麻

扇子箱

半紙貳狀

樽

資料十二

(表紙)

宝曆六年

香奠帳

二世

一明唯心居士

子霜月十三日

出金銭

一金四兩卜

錢四貫百文

一 式百文

与惣衛門殿

粕壁町

一 三百文

平野孝庵殿

おなじ

一 金貳百疋

道雪殿

川島村

一 貳百文

直右衛門殿

村

一 金壹兩

清右衛門殿

杉戸町

一 金壹分

善左衛門殿

川島村

一 貳百文

弥八郎殿

幸手町

一 金貳分

十蔵殿

和戸

一 金壹分

長右衛門殿

梅鉢屋

一 金貳分

伊兵衛殿

宮内村

一 金壹分 伊右衛門殿

和戸

一 式百文 清右衛門殿

須賀村

一 式百文 久五郎殿

香奠 金三兩壹分卜

壹貫三百文

出金 金五兩

二口 金八兩壹分卜

壹貫三百文

外

久米原

一 式百文 玄右衛門殿

才羽村

一 式百文 八郎衛門殿

麴町

一 式百文 伊兵衛殿

村

一 百文 清八殿

資料十三

(表紙)

宝曆六年

小遣帳

二世

一 明唯心居士

子霜月十三日

一 四文

大五寸二本

一 式十八文

大四寸四十本

一 式十文

三寸五十本

一 拾六文

大二寸式十本

一 六十八文

一 拾文

したなわ

一 ぼう

二口 一 七拾八文

一 四拾文

ひさく二本

一 拾式文

貝しゃくし

二本

一 三拾五文

はし

五わ

一 八拾五文

一 八拾八文

すみ

一 俵

一 四拾文

せん香

十わ

一	七拾弍文	きせる四丁
一	五拾五文	ちやわん五ツ
ノ	弍百六拾三文	
一	三拾六文	大五寸十八
一	六文	六文錢
一	七文	わらじ
		一足
一	弍十四文	布施
一	酒壺升	半蔵殿
	代百十六文	
一	酒壺升	半蔵殿
	代百十六文	
		幸手町
一	弍百文	新寺
一	拾五文	ぞうり
		一足
一	壺升五合	す
	代七拾弍文	半蔵殿
一	五文	を 五ツ
一	百文	布施
一	百文	布施
一	大杓子五本	半蔵殿
	代三十文	
一	弍百文	布施

平

史料十四
忌中

膳部
献立

(明治中期頃)

もどぎ
みつば
長いも
しいたけ
ふ



一 弍文

杉原壺枚

一 弍十文

ひさく壺本

一 五十文

半蔵殿

一 五十文

道心

代百十六文

一 酒壺升

半蔵殿

万福寺

三本木

一 弍百文

布施

真乘院

宮内

坪

皿

猪口

酒の肴

吸物

精心あげ

おちつき

赤飯

にしめ

なかつけをつけべきの処

とり廻しにす

一七日(ひとなぬか)

一 餅白

ぼたもち

五升

くわい

いんげん

きくらげ

きんとん

よせもの

はすの

しらあい

かたくり

しいたけ

みつば

三十五日

二月十八日

一 まんぢう

二銭

貳百七拾五個

壹銭五厘

五拾個

此代金六円貳拾五銭

二月十九日

近所

一 米五升

ちらし

めし

一 まんぢう

二銭 三拾個

代金六拾銭

近津神社と川島地区

古老の言い伝えによりますと、川島は元は清地（杉戸町）の地先でその地先を古利根川（利根川）が流れていました。

ある年の洪水の時切戸（きりと）より切れ込んで今の川筋となり、清地を割いて川島耕地になりました。

川島の鎮守は清地の近津神社です。

写真図版 近津神社

花塚

近津神社の境内に花塚と彫った碑があります。

嘉永六年（一八五三）建立で当時の土地の俳人の名が記されています。

そのなかに川島・蓮谷の俳人のが見られます。

当時は東村の中野南枝（なんし・多少庵三世）・中村の島村鬼吉（ききつ・多少庵四世）らを中心とした多少庵の流派が盛んで、宮代・杉戸地域には多くの俳人がいました。

文政五年（一八二二）の『壬午の歳旦』という句集にはこの地域の俳人の句が記されています。

なお、化政期（一八〇四～二七）ごろ杉戸宿の用中寺で南枝の定例句会が催されたと伝えられています。

写真図版 花塚

拓本二枚あり

参考

川島連

凌雲斉寿松

麗々斉花蝶

春暁斉東礼

一草斉里蝶

栄松斉寿鶴

朧花堂松波

窓美斉梅雨

ノギ

釜屋弥九郎

ハスヤ

梅軒斉喜松

クナイ

春□斉柳二

並塚

森 柳賢

ブンゴ

□水斉静二

ブンゴ

豊松斉幸甫

竹雅

参考

写真図版 □午の歳旦 二枚有り

第六区村々

明治四年従来の御用組合を廃止し、行政区を設けました。

それは数ヶ村をまとめて小区とし、いくつかの小区をまとめて大区としました。大区には区長、町村の長は副戸長（ふくこちちょう）といました。

葛飾郡

一高千百六拾六石三斗壹升	杉戸宿
高七百人拾貳石八斗三合壹勺	清地村
高五百五拾六石三斗三升八合貳勺	倉松村
高貳千五百七拾七石八斗壹升四合	堤根村
高七百四拾貳石五斗七升四合	並塚村
高七百人拾三石七斗八升壹合	才羽村
高三百三拾石六斗三升四合	蓮沼村
高三百九拾九石八斗七升	大塚村
高千五拾八石六升四合	佐左衛門村
高七拾壹石貳斗	広戸沼村
高八百拾五石壹斗五升壹合	下高野村
高貳百九拾八石三斗五升四合	下野村
高貳百貳拾四石八斗四升壹合	大島村
高貳百六拾五石壹斗四升四合	吉野村
高貳百貳拾六石四斗四升四合壹勺	上戸村
高六百三拾六石貳斗三升六合六勺	安戸村
高三百壹石七斗三升五合	大島新田
高三百三拾壹石六斗貳升壹合	遠野村
高七百三拾七石七斗壹升	本郷村
高四百貳拾九石九斗九升七合四勺	茨島村
埼玉郡	
高三百七拾九石壹斗九升七合	中島村
高四百拾八石五斗七升八合	中村

高千九石壹斗貳升七勺

百間村

高八百三拾貳石七斗壹升四合

東村

高拾壹石壹斗壹升九合

逆井四ヶ村受新田

高百拾壹石壹升五合三勺四才

蓮谷村

高八百九拾五石七斗四升六合

須賀村

高四百貳拾八石五斗六升四合

東桑原村

四勺五才

高四百七拾五石九斗七升壹合

西桑原村

高千八拾九石六斗貳升七合六勺

高岩村

高四百七拾壹石壹斗貳升五合

上野田村

高三百四拾三石六斗六升六合

下野田村

高拾九石六斗壹合

逆井蓮谷村新田

高六百三拾六石五斗三升八合

本郷村領中高

高壹万貳千七百三拾六石貳斗

葛飾郡

四升貳合四勺

高六千四百八拾六石四升五合九才

埼玉郡

参考

読み下し目次

〃

〃 四〇〜四一

差し上げ申す御証文の事

〃 六三〜六五

(読み下し)

三三

議定証文の事

今般、宿助郷御取り締まりの為、道中

御奉行所様より仰せ付けさせられ候、御触れ御書きの趣承知畏まり奉り候、これに依り助郷取り締まりの儀、左に仰せ聞けられ承知致し候。

一 宿人馬二十五人馬二十五疋の内、五人五疋は急ぎ御用に囲い置き、残り二十人二十疋は立ち払い、其の余りは助郷にて引受け、御差支えこれ無き様、御継ぎ立て仕るべき事。

一 助郷より見届け、惣代三人宛て差し出し、日々御先触れの趣承知致し、助郷村々より、人馬触れ、差し出し申し仕るべき事。

一 出人馬の儀、是迄は余らず置きこれ有り候、助郷惣代のもの差し出し、其の上相勤め致し候処、以来は急度正人馬指し出し、御差支えこれ無き様仕るべき候、尤も無様の、病人病馬等出来に相成り候分は、惣代のものより雇い致し、相勤め申すべき候事。

一 助郷人馬当番の儀は、御先触れを考え、見込み触れこれ無き候、随分勘弁仕るべき候得共、先触れこれ無き、御通行の御方御座候得共、風雨成れば、御通り嵩み候時節、其の御触れこれ無き分見込にて、触れ当て候儀もて、これ有る儀に候、一行見届け惣代罷り成る上は、問屋より御差図を以て、惣代より助郷人馬触れいたし継立て、残る人馬これ有り候か又は、不足にこれ有り候上も、惣代引受け、継立て候て日払い、差引き帳面仕り置き致し、速々遣い払い候、差し繰り置くに及ばず、これ無き様仕るべし、然る上は助郷触れ当ての儀、二、三か月の間に会

合いたし、甲乙これ無き様差引き申すべき候事。

一 大御通りの節は、惣代三人にては、人馬遣い方行届き申さず候に付き、御通り様の御差回数次第、相増し何様にも、御差支えこれ無き様仕るべき候事。

一 日々帳仕立て方並びに、触れ出し遣い方の儀は、惣代差し出し見届け、対談の上取り決め候、其の村々より右一件の儀は、何如に御取り斗り成られ候共、少も難詰が間敷儀申す間敷候事。

右か条の趣を以て、議定いたし候上は、末々にも失礼申す間敷候後証のため、取り決め印形、依て件の如し。

上堤根村

天明七未年三月

名主 五左衛門

堤根村

名主 喜左衛門

右二ヶ村惣代

清次郎

佐左衛門村

名主 藤左衛門

右村惣代

清次郎

倉松村

名主 新蔵

右惣代 清次郎

下高野村

名主 彦右衛門

遠野村

名主 勘左衛門

安戸村

名主 重藏

大島村

名主 吉右衛門

茨島村

年寄 佐左衛門

上戸村

年寄 三郎兵衛

吉野村

年寄 孫八

下野村

名主 定七

右八ヶ村惣代

蓮谷村

名主 平左衛門

年寄 傳左衛門

中島村

年寄 長五郎

中村

名主 新右衛門

百間村

年寄 浅右衛門

条原村

名主 幸右衛門

西条原村

名主 安兵衛

須賀村

右七ヶ村惣代

須賀村

名主 甚右衛門

百間村

名主 門之丞

〃 清五郎

才羽村

名主代 織右衛門

右惣代

弥惣次

蓮沼村

名主代年寄 源兵衛

百姓代 弥七

大塚村

名主代 兵藏

年寄 五左衛門

並塚村

名主 彦四郎

右三ヶ村惣代

並塚村

惣九郎

清地村

年寄 源左衛門

右村惣代

百間村

門之丞

前書の通り、惣代罷り成り候儀に御座候得ども、残らず詰め居り候ては、困窮の上諸雑用も、相掛かり難き儀に御座候間、拙者共申し合わせ、両三人で能く詰め居り、触れ出し見届け、日々帳に印形等仕り候に付き、御聞き届け下さるべく候、尤も、大御通りの節は残らず、罷り成り申すべく候、然る上は日々帳に印形し、両三人にて二十四か村、引き請け候儀に御座候間。何方よりも、難詰が間敷儀は御座無く候、念のため、依て件の如し。

堤根村

未三月

清次郎

百間村

門之丞

清五郎

須賀村

甚左衛門

(読み下し)

四〇

合高一万三千七百六十四石

村数二十三ヶ村

右前書きの分、残らず今般仰せ付けの分に掛り候得共、(そうらえども) 右

前書きの内、

一高四千百三十四石二斗

虎之助知行分清地村 倉松村 堤根村 才羽村 並塚村 佐左衛門村

右村々は、勘定合並びに宿方困人馬の儀にも仰せ付けられ申し仕るべき分に御座候。

下高野村

右村々は助郷惣代の者へ相掛り、勘定合等の儀仰せ付けられ申し候儀に御座無く、是迄立会の通り出し、残余取調べ残らず濟方（すみかた）に相成り、宿方困人馬の儀に仰せ付けられ分へ組み込まれ候儀に御座候。

中島村

中村

百間村

蓮谷村

須賀村

東条原村

西条原村

緑四郎 近之進 省兵衛知行所分

清地村

蓮沼村

大塚村

菊太郎 左太夫 弥寿太郎 □吉郎知行所分

遠野村

安戸村

上戸村

銀次郎知行分 下野村

吉野村

鉄五郎知行分 大島村

緑四郎知行分 才羽村

七之助組 九右衛門組 堤根村

右前書の村々は、勘定は勿論宿方困人馬等の儀は仕来り通りにて、聊(いささ)かも申し分御座無く候。

文久三亥年十二月

御奉行所様

(読み下し)

六三

差し上げ申す御請証文の事

一、御鷹場村々御公儀様より、仰せ出され候通り、御条目の趣堅く相守り申すべく候。御鷹鳥は申すに及ばず、諸鳥に至る迄殺生致させ申す間敷く候。

一、御法度の、四季打ち鉄砲所持致し間敷く候事。

一、御捉え飼い御用の節、飼い犬飼い猫等は及ばず、野犬野猫等迄繋ぎ置き候様、小前へ申し付け候事。

一、疑わ敷く相見へ候御鷹方、御場所へ御入り込み、御鷹遣い成られ候はゞ、御焼き印引き合わせ申すべく候事。

付けたり

合い札違い候か所持致さず候はゞ、早々相届け申すべく候事。

此のか条文化十一戌年末に相認める。

一、御鷹宿仰せ付けられ候節、火の元念入り大切に仕るべく候事。

一、餌指し衆たりといふ共御鷹鳥へ、障り候はゞ早速相届け申すべく候。勿論旅餌指し衆宿相頼み候共、御焼き印札引き合わせ宿申し付くべく候。若し一宿の内ゆすが間敷き儀申し候はゞ、留め置き相届け申すべく候事。

一、病鳥落鳥これあり候はゞ、隠し置かず番人を付け置き、早々相届け申すべく候事。

一、八月より翌三月迄の内、人寄せが間敷き儀仕り間敷く候。併せて抛り所無き神事、仏閣一日の祭礼これある節は、前以て相届け、指図を請け相始め申すべく候事。

一、沼川用悪水堀通りにて、八月より翌三月迄の内、魚殺生堅く仕り間敷く候。尤も御制禁の高札立て置き申すべく候事。

一、御法度の鳥売買仕り間敷く候。若し脇より参り売買仕り候はゞ、捕え置き早々相届け申すべく候事。

一、鉄砲其の外何にても、鳥殺生仕り候もの見付け候はゞ、捕え置き相届け申すべく候事。

一、御鷹仮橋の儀先規より、懸け来り候場へは八月に至り候はゞ、掛け渡し置き申すべく候。若し手都合に寄り場所替え又は、余慶に懸け渡し候節は、何れへ掘筋成り共、違背申す間敷く候事。

一、御鷹匠様方隣村御止宿遊ばされ、野場御通り懸かりの節、急用にて居会わせ候農人又は、百姓家に立ち寄り、御用の趣仰せ付けられ候はゞ、遅々無く、相勤め御用間に会わせ候様仕るべく候。勿論右の趣村中小前に、漏らさず様申し付け置き、差し支えこれ無き様仕るべく候事。

一、飼鳥の儀水鳥は申すに及ばず、小鳥に至る迄、飼鳥致させ申す間敷く候事。

一、戸田五助様より預かり奉り置き候。御焼き印札随分大切に仕るべく候。若し虫喰等も出来致し候はゞ、早々相届け申すべく候事。

右か条の趣仰せ渡らせられ承知仕り、村中惣百姓、寺社領門前百姓並びに、地借り店借

り末々召使いの者迄、急度申し付け、相守らせ申すべく候。若し違背の者これあり候はゞ、何方仰せ立たれべく候。勿論貴殿御見廻り先にて何にても、御非方成り御取り計らい少々も御座無く候。後日のため御請け証文仍て件の如し。

酒井玄蕃

三宅源左衛門 知行所

高田庄右衛門

能勢万蔵

あとがき

長い間懸案の『宮代よもやまばなし』はようやく終わりました。

大分前から話しや史料を集めて昨年の秋からまとめに入りました。

こうしてまとめてみると多少の不安のなかにもほっとした喜びが感じられます。

また、稿を新たに視点を変えて町の歩みをみたいと考えています。

なお、取材・写真撮影にあたりご協力いただいた方々にお礼申しあげます。

平成六年三月

深井滋男